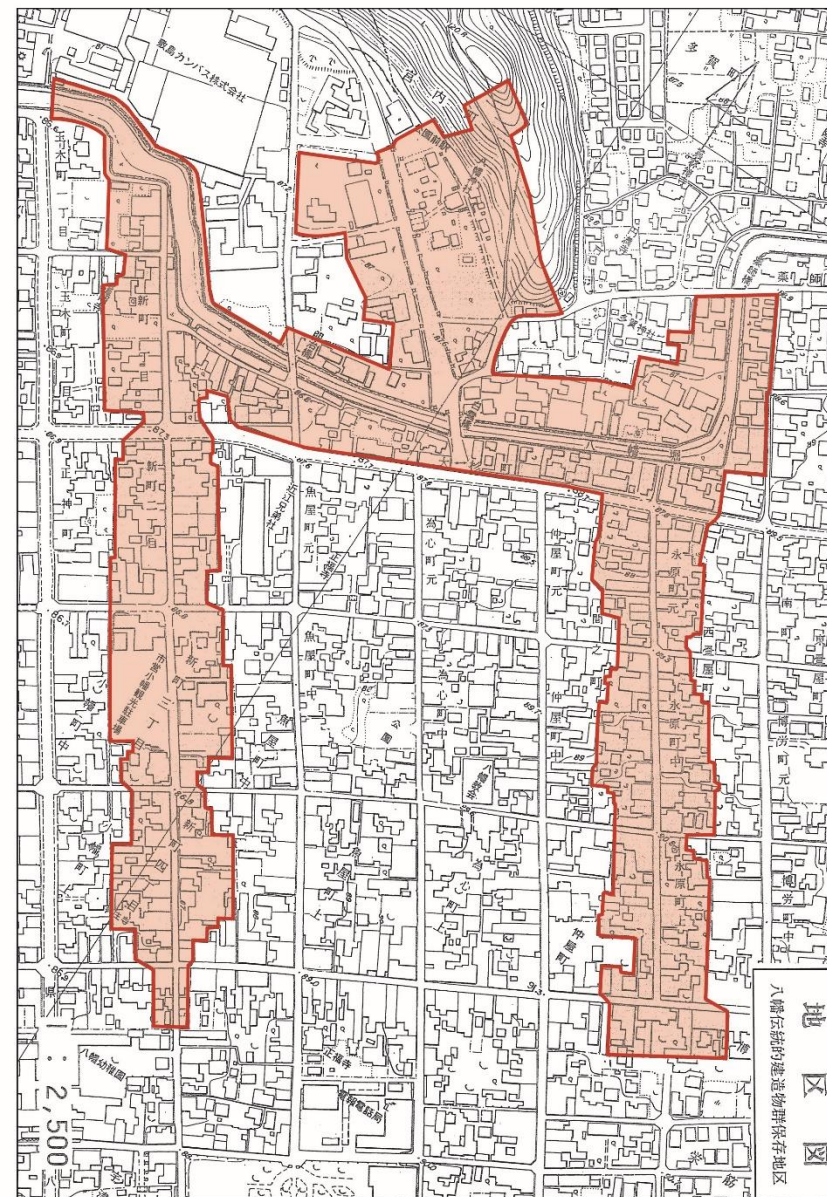


(1)保存地区の概要

地 区 名	近江八幡市八幡
種 別	商家町
面 積	約13.1ヘクタール
選定年月日	平成3年4月30日
特 徴	八幡城下町は、天正13年(1585)、豊臣秀次により八幡山城の城下町として開町され、後に近江商人の商業活動の中心をなす在郷町として繁栄した。保存地区は、この城下町の一角に位置し、洗練された意匠の近江商人の本宅や居宅が建ち並び、通りに望む見越しの松とともに豊かな町並みを形成している。また、八幡堀周辺は、堀に接して、土蔵が建ち並び日牟禮八幡宮周辺や水辺の緑とともに優れた歴史的風致を保っている。



新町二丁目
通りから
八幡山を望む



(2) 保存地区のあゆみ

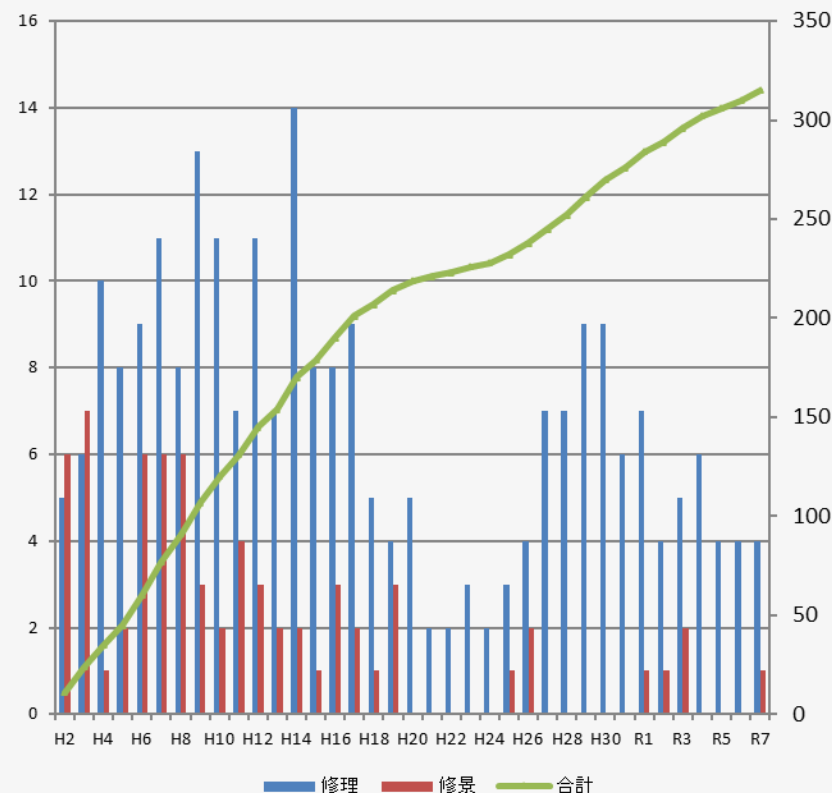
昭和40年代後半	八幡堀再生の市民運動が起こる
昭和51年度(1976)	伝統的建造物群保存対策調査
昭和54年度(1979)	第2回全国町なみゼミ開催
昭和58年度(1983)	水緑都市モデル整備事業
昭和63年度(1988)	「近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例」制定
平成3年度(1991)	4月『重要伝統的建造物群保存地区』選定
平成10年度(1998)~ 平成15年度(2003)	市指定文化財 旧伴庄衛門家住宅の 活用のための保存修理事業実施
平成13年度(2001)	選定10周年 全国伝統的建造物群保存地区協議会開催 → 住民プログラム初公開
平成17年度(2005)	重要文化的景観「近江八幡の水郷」選定 → 八幡堀が選定範囲に入る
平成29年度(2017)	内閣府「地方創生拠点整備交付金事業実施 → 近江八幡市立資料館の整備
令和5年度(2023)	観光地域振興無電柱化推進事業実施 → 過去実施とあわせて 新町一丁目～二丁目が無電柱となる

(3) 保存地区の保存と整備

● 修理修景事業の実施(平成2年度～令和7年度末)

修理事業実施件数	計 247件
修景事業実施件数	計 68件

総 計 315件

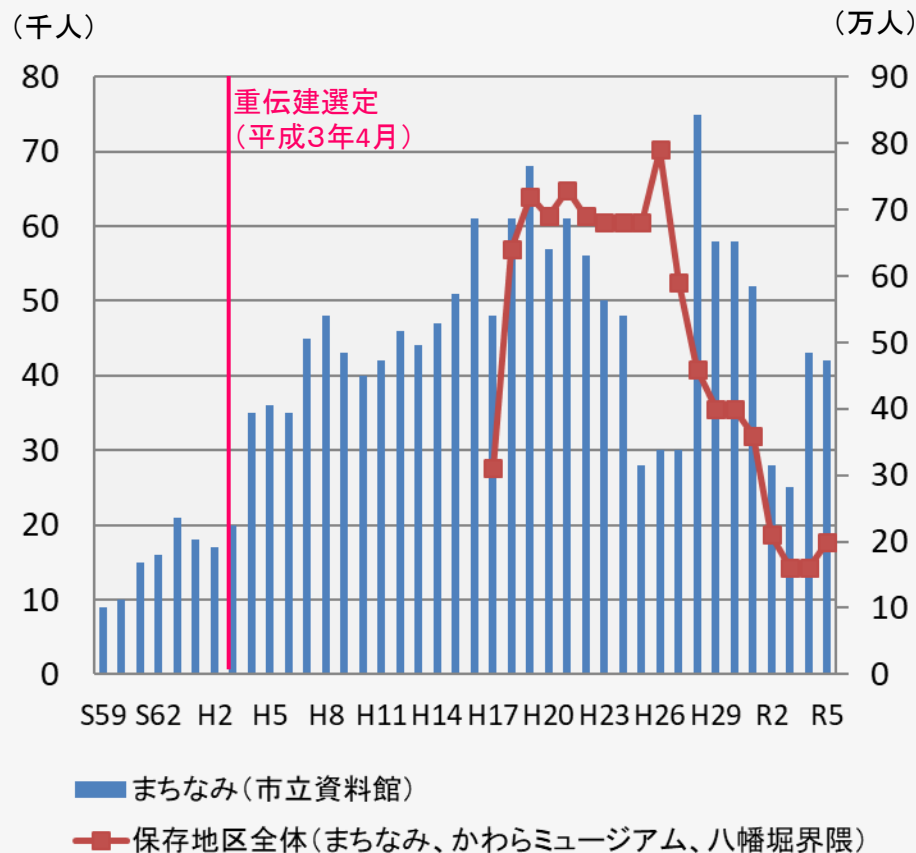


(4) 保存地区の活用とまちづくり

その1 観光資源としての活用

●観光客の増加

昭和59年は年間1万人にも満たない観光客数であったが、地区選定後は観光客数が増加し、ピークの平成19年には、6万8千人の観光客が訪れている。地区全体でも年間約70万人の観光客の方が訪れ、保存地区の賑わいが創出されている。



●八幡堀まつりの開催

毎年秋に八幡堀と保存地区周辺をライトアップし、非公開の建造物の公開や寄席、コンサートなどを実施。毎回3万人前後の多くの観光客が来場されている。



●季節の名所として



その2 建造物の利活用

●建造物の修理による利活用

【事例】旧伴家庄右衛門住宅

旧市立図書館等として使われていた近江商人旧伴家住宅を平成10年度(1998)から平成15年度(2003)にかけて保存修理を行い、公開施設として活用している。

現在は、運営を建物の所有者である(公財)八幡教育会館が行い、地域文化・伝統技術についてのワークショップや町家見学会などを実施し、近江八幡の文化を後世に伝えるまちづくり活動を行っている。



修理後(現況)



数珠作りワークショップ



町なみ探訪 講演会



町なみ探訪

(5)住民等の取組

●重伝建地区ぶらり散策

左記の(公財)八幡教育会館主催で、秋頃に開催。非公開建造物の見学等を通して、当地区内の魅力を伝えている。



●国際芸術祭BIWAKOビエンナーレ

現代アートと歴史の融合を掲げ、伝建地区内の建物をはじめとした町家等を会場に、2年毎に開催される。

